

新型コロナウイルスへの対応

“緊急事態宣言”解除後の事業体制について

日頃、当組合の事業運営に多大なるご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスへの対応としては国挙げての総力戦に挑み、国民の多くの皆さまの、そして大きなご努力により、欧米諸国のような感染爆発に至らず、4月8日から適用された「緊急事態宣言」も5月25日、首都圏、北海道を最後にすべての都道府県において解除されました。

しかしながら、第2波到来を想定し、経済活動、社会生活、日常の暮らしも、以前と同様のスタイルではなく、新しい様式にて臨むことが政府より要請されているため、当組合としても宣言解除後はすべての事業を稼働させていただくこととなりますが、当面の間は感染対策に万全を期し、“新しい事業スタイル”にて運用させていただきます。

新しい局面に入った新型コロナウイルスへの対応と事業継続の双方を果たしてまいりますので、事業主の皆様、事務担当者および加入されている方々にはこの情勢をご理解いただき、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

〔再開時期〕 令和2年6月1日(月)

〔事業体制〕 ①法的等事業(適用および給付業務)

・窓口受付-9時～18時

※届出書等はお預かり、保険証や控えは後日送付

※ご相談等は随時、受付

・郵送(オンライン申請)受付-従来どおり

※オンライン申請、電子媒体申請を推奨

・電話受付-9時～18時

(*5月26日～29日までは窓口臨時停止、電話9時～17時運用)

②健康管理事業(健診、メンタルヘルス等)

・直営健診センター

※当面の間、定員、検査項目等に制約あり、段階的に増員

・契約健診は契約健診機関の運営に準拠

・メンタルヘルス相談業務は継続

③健康増進事業

・直営保養施設、運動施設、レストラン

※当面の間、定員、サービス内容等に制約あり、段階的に増員

・契約保養施設は契約施設の運営に準拠

・イベント関係は別途ご案内

それぞれの事業詳細はWEBにて掲示してありますので、ご覧ください。